

## 農業農村整備事業等委託業務成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、青森県農林水産部農村整備課所管の委託業務評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント及び技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる委託業務（以下「委託業務」という。）は、次の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 測量作業共通仕様書に定める測量業務
- (2) 地質・土質調査共通仕様書に定める地質・土質調査業務
- (3) 用地調査等共通仕様書に定める用地調査等業務
- (4) 共通仕様書（設計業務等編）（以下「設計共通仕様書」という。）に定める調査業務及び計画業務
- (5) 設計共通仕様書に定める設計業務
- (6) 別に定める技準に従い定められる単純調査業務

2 評定は、最終設計額（複数の業務が混在する場合は合冊の最終設計額）が300万円以上の委託業務について行う。

### (評定者)

第3条 委託業務の評定者（以下「評定者」という。）は、調査職員及び検査員とする。

### (評定の方法)

第4条 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに「成績評定考査基準」に基づき、独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、様式第1号の委託業務等成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

3 複数の業務が混在する場合は、主たる業務の採点表により評定するものとする。

### (評定表の提出)

第5条 調査職員は当該業務の完成検査が実施されるまでに評定を行い、評定表を検査員に提出するものとする。

2 検査員は、前項の評定表に自己の評定を加え、評定表を完成させるとともに、評定表を遅滞なく契約担当者に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第6条 契約担当者は、検査員から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該委託業の受注者に対して、評定の結果を、様式第2号により通知するものとする。

(説明請求)

第7条 第6条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、契約担当者に対して評定の内容についての説明を受けることができる。

2 契約担当者は、評定の通知を受けた受注者から評定点の説明を求められた場合、速やかに様式第3号より回答するものとする。

3 契約担当者は、前項の回答をする場合、成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

附 則

この要領は、平成13年8月10日から試行する。(H13.7.27 青農整第583号)

この要領は、平成17年7月1日から施行する。(H17.6.22 青農整第380号)

この要領は、平成21年7月1日から施行する。(H21.6.4 青農整第348号)